

「茨城県市町村総合事務組合ペーパーレス会議システム等賃貸借に関する質問書」に対する回答について

仕様書等記載項番	質問内容	回答内容
入札公告 7 入札参加資格等の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県に業者登録済みですが、納税証明書、登記事項証明書、財務諸表の写し等の書類は必要でしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本組合と茨城県は別団体のため、入札公告 7 入札参加資格等の確認に記載の書類については、提出いただくようお願いします。</li> </ul>
入札公告 8 入札書の提出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委任状の提出は不要で宜しいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本組合との入札、契約、請求等に関する権限を、代表者以外の方（別の事業所に勤務又は役職を持つ者）に委任する場合は提出いただくようお願いします。なお、様式については、ホームページに掲載のとおりです。</li> </ul>
仕様書 4 (1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペーパーレス会議システム（参考品：富士ソフトmoreNOTEクラウド）について、契約満了後の再リースは不可との認識で宜しいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お見込みのとおりです。</li> </ul>
仕様書 7 契約終了後の撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リース満了後の機器の撤去は、機器を取り外し、1ヶ所にまとめていただけるのでしょうか。</li> <li>・リース満了後、機器のデータ消去は必要でしょうか。必要な場合、機器を撤去、回収後にソフトによる消去で宜しいでしょうか。</li> <li>・データ消去後、消去の証明として、消去対象物件の記載ある作業報告書の提出で宜しいでしょうか。</li> <li>・上記の撤去、回収、データ消去等の実施は、賃貸人の指定業者で宜しいでしょうか。</li> <li>また賃貸人の立ち合い等は必要でしょうか。必要な場合は賃貸人の指定業者で宜しいでしょうか。</li> <li>・撤去対象は仕様書に記載あるもの以外はないものとの認識で宜しいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記のとおりとします。</li> <li>・リース満了後、機器のデータ消去は不要です。</li> <li>・上記のとおりです。</li> <li>・撤去等についてはお見込みのとおりです。また、立ち合いは不要とします。</li> <li>・お見込みのとおりです。</li> </ul>
仕様書 8 賃貸借料と支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払いは月払い（翌月後払い）となりますでしょうか。</li> <li>・賃貸借料に固定資産税は含む認識で宜しいでしょうか。</li> <li>・賃貸借料に動産総合保険は含む認識で宜しいでしょうか。その際、付保対象はソフトウェア以外の機器のみ、保険事故対象事由は、地震、噴火及び地震を原因とするもの（津波等）は含まない認識で宜しいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お見込みのとおりです。</li> <li>・お見込みのとおりです。</li> <li>・お見込みのとおりです。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書（案）はございますでしょうか。</li> <li>・契約満了後、無償譲渡条件はないとの認識で宜しいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御社のフォーマットで作成をお願いします。</li> <li>・お見込みのとおりです。</li> </ul>